



府内閣行發(原稿作成) 国立印刷局

官報

〔政令〕

○技術士法施行令の一部を改正する政令 (三四五)

○児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (三四六)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (三四七)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令 (三四八)

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令 (三四九)

〔省令〕

〔内閣〕

農林水産省 農林水産省 林野庁

内閣 内閣法制局 金融庁・財務省・農林水産省

〔叙位・叙勲〕

〔内閣報知〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)

日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配一五)

〔公報〕

〔省令〕

○臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働省)

〔その他公示〕

裁判所

建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

○食糧援助に関する日本国政府とリグリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務三九六)

○シニア・アーバン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件 (三九七)

○都市計画に関する件 (国土交通九三八)

○道路に関する件 (中国地方整備局七四)

〔人事異動〕

内閣 内閣法制局 金融庁・財務省・農林水産省 農林水産省 林野庁

〔内閣報知〕

この政令は、令和八年一月一日から施行する。
(附則関係)

○児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (三四六)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (三四七)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令 (三四八)

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令 (三四九)

〔内閣〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)

日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配一五)

〔公報〕

△社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十七号) (厚生労働省)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十四号) (厚生労働省)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十九号) (防衛省)

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令 (政令第三百四十六号) (こども家庭庁)

○児童相談所設置市の指定

○船橋市を児童相談所設置市に指定する。(第四十五条の二関係)

○施行期日等

(1) この政令は、令和八年七月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)

△児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (政令第三百四十六号) (こども家庭庁)

○船橋市を児童相談所設置市に指定する。(第四十五条の二関係)

○施行期日等

(1) この政令は、令和八年七月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)

△社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十七号) (厚生労働省)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十四号) (厚生労働省)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十九号) (防衛省)

△社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十六号) (こども家庭庁)

○船橋市を児童相談所設置市に指定する。(第四十五条の二関係)

○施行期日等

(1) この政令は、令和八年七月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)

△社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十七号) (厚生労働省)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十四号) (厚生労働省)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十九号) (防衛省)

△社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十六号) (こども家庭庁)

○船橋市を児童相談所設置市に指定する。(第四十五条の二関係)

○施行期日等

(1) この政令は、令和八年七月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)

△社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十七号) (厚生労働省)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十四号) (厚生労働省)

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十九号) (防衛省)

△社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三百四十六号) (こども家庭庁)

○船橋市を児童相談所設置市に指定する。(第四十五条の二関係)

○施行期日等

(1) この政令は、令和八年七月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)



△独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令 (政令第三百四十八号) (厚生労働省)

1. 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令その他の関係政令について規定の整備を行う。(本則関係)

2. この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日 (令和七年十二月一日) から施行する。(附則関係)

附
則

この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

政令第三百四十九号　自衛隊法施行令の一部を改正する政令
内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の三の規定に基づき、この政令を制定する。
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

三 深部体温が摂氏三十二度未満（六歳未満）
満の者にあつては、摂氏三十五度未満
の状態にある者

ていて、原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行つた場合であつても回復の可能性がないと認められる者について行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一・二 (略)

三 直腸温が摂氏三十二度未満（六歳未満の者にあつては、摂氏三十五度未満）の状態にある者

四 (略)

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

五 アジアパラ競技大会 第百三十六条の十二第二号の次に次の一号を加える。

名
御
璽

この政令は、公布の日から施行する。
令和七年十月八日
防衛大臣 中谷
元

内閣總理大臣 石破茂 ————— 内閣總理大臣 石破茂

省令

生労働省令第九十八号

臓器の移植に関する法律（平成九年法律第二百四号）第六条第四項の規定に基づき法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月八日
臓器の多種に関する法律施行規則の一部を改正する省令
昭和三十四年十一月二日付施行規則(平成九年十二月二日付改正)
の一部を次に表のよう改訂する
厚生労働大臣 福岡 資磨

改
正
後
改
正
前
(傍線部分は改正部分)

第二条 法第六条第四項に規定する判断に係る同条第二項の判定（以下「判定」という。）
第一条 法第六条第四項に規定する判断に係る同条第二項の判定（以下「判定」という。）

は、脳の器質的な障害（以下この項においては、脳の器質的な障害（以下この項においては、

て「器質的脳障害」という。により深昏睡（ジャパン・コーマ・スケール（別名三一）

三一九度方式)で三百に該当する状態にあ
り、かつ、グラスゴー・コーム・スアーレ
三一九度方式)で三百に該当する状態にあ
り、かつ、グラスゴー・コーム・スアーレ

で三に該当する状態にあることをいう。第

二号、第四号及び次項第一号において同じ。及び自発呼吸を消失した状態と認めら
二号、第四号及び次項第一号において同じ。及び自発呼吸を消失した状態と認めら

れ、かつ、器質的脳障害の原因となる疾患（以下この項及び第五条第一項第四号において「原疾患」という。）が確実に診断され

一 収縮期血圧（単位 水銀柱ミリメートル）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値以上であること。
イ 一歳未満の者 六十五

一 収縮期血圧 (単位 水銀柱ミリメートル) が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値以上であること。

一
一歳未満の者
六十五

六 眼球損傷、鼓膜損傷、高位脊髄損傷等の他これらに類する状態により第二号又は第三号に掲げる状態の確認ができない場合にあつては、脳血流の消失

（略）

4 3

法第六条第四項に規定する判断に係る判定に当たつては、中枢神経抑制薬、筋弛緩薬その他の薬物が判定に影響していないこと及び次の各号のいずれかに該当することを確認するものとする。

六 眼球損傷 鼓膜損傷又は高位脊髄損傷
により第二号又は第三号に掲げる状態の
確認ができない場合にあっては、脳血流
の消失
(略)
法第六条第四項に規定する判断に係る判
定に当たつては、中枢神経抑制薬、筋弛緩
薬その他の薬物が判定に影響していないこ
と及び収縮期血圧(単位 水銀柱ミリメー
トル)が次の各号に掲げる区分に応じ、當
該各号に定める数値以上あることを確認す
るものとする。

ていて、原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行つた場合であつても回復の可能性がないと認められる者についても行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一・二 (略)

三 深部体温が摂氏三十二度未満 (六歳未満の者にあつては、摂氏三十五度未満) の状態にある者

四 (略)

法第六条第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認されかつ、当該確認の時点から少なくとも六時間 (六歳未満の者にあつては、二十四時間) を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもつて行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直 (頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈すること) をいう。

次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ)、除皮質硬直 (頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋すること) をいう。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ)。又はけいれんが認められる場合は、判定を行つてはならない。

一・五 (略)

ていて、原疾患に対しして行い得るすべての適切な治療を行つた場合であつても回復の可能性がないと認められる者について行うるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一・二 (略)

三 直腸温が摂氏三十二度未満 (六歳未満の者にあつては、摂氏三十五度未満) の状態にある者

四 (略)

法第六条第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間 (六歳未満の者にあつては、二十四時間) を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもつて行うものとする。ただし、自発運動・除脳硬直 (頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することをいう。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ)、除皮質硬直 (頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋することをいう。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ)、又はけいれんが認められる場合は、判定を行つてはならない。

| | | | | | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 口 | 一歳以上十三歳未満の者 | 年齢に二 | 乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値 | | |
| 二 | 平均動脈圧 (単位 水銀柱ミリメートル) | 年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値 | ハ | 一歳以上十三歳以上の者 | 九十 |
| イ | 一歳未満の者 | 四十 | ハ | 一歳以上十三歳未満の者 | 年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値 |
| ロ | 一歳以上十三歳未満の者 | 年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値 | ハ | 一歳以上十三歳以上の者 | 六十 |
| 一 | 五を乗じて得た数値に四十を加えて得た数値 | ハ | 十三歳以上の者 | 六十 | |
| 二 | 十三歳以上の者 | 九十 | 三 | 十三歳以上の者 | 九十 |
| 四 | （略） | （略） | 五 | （略） | （略） |
| 五 | （削る） | （削る） | 六 | （削る） | （削る） |
| 六 | この省令は、公布の日から施行する。 | この省令は、公布の日から施行する。 | 七 | この省令は、公布の日から施行する。 | この省令は、公布の日から施行する。 |
| 七 | ○外務省告示第三百九十六号 | ○外務省告示第三百九十六号 | 八 | ○外務省告示第三百九十六号 | ○外務省告示第三百九十六号 |
| 八 | 令和七年九月十六日にモンロビアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。 | 令和七年九月十六日にモンロビアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。 | 九 | 令和七年九月十六日にモンロビアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。 | 令和七年九月十六日にモンロビアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。 |
| 九 | 1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入 | 1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入 | 十 | 1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入 | 1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入 |
| 十 | 2 贈与額 二億五千万円 | 2 贈与額 二億五千万円 | 十一 | 2 贈与額 二億五千万円 | 2 贈与額 二億五千万円 |
| 十一 | 3 署名者 | 3 署名者 | 十二 | 3 署名者 | 3 署名者 |
| 十二 | 日本側 義本博司在リベリア大使 | 日本側 義本博司在リベリア大使 | 十三 | 日本側 義本博司在リベリア大使 | 日本側 義本博司在リベリア大使 |
| 十三 | リベリア側 イブラヒム・アル・バクリ・ニエイ国際協力・経済統合担当外務副大臣 | リベリア側 イブラヒム・アル・バクリ・ニエイ国際協力・経済統合担当外務副大臣 | 十四 | リベリア側 イブラヒム・アル・バクリ・ニエイ国際協力・経済統合担当外務副大臣 | リベリア側 イブラヒム・アル・バクリ・ニエイ国際協力・経済統合担当外務副大臣 |
| 十四 | 外務省告示第三百九十七号 | 外務省告示第三百九十七号 | 十五 | 外務省告示第三百九十七号 | 外務省告示第三百九十七号 |
| 十五 | 令和七年十月八日 | 令和七年十月八日 | 十六 | 令和七年十月八日 | 令和七年十月八日 |
| 十六 | ○外務省告示第三百九十八号 | ○外務省告示第三百九十八号 | 十七 | ○外務省告示第三百九十八号 | ○外務省告示第三百九十八号 |
| 十七 | 令和七年九月十八日にフリータウンで、シエラレオネ共和国国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。 | 令和七年九月十八日にフリータウンで、シエラレオネ共和国国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。 | 十八 | 令和七年九月十八日にフリータウンで、シエラレオネ共和国国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。 | 令和七年九月十八日にフリータウンで、シエラレオネ共和国国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。 |
| 十八 | 1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入 | 1 协力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入 | 十九 | 1 协力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入 | 1 协力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入 |
| 十九 | 2 贈与額 二億円 | 2 贈与額 二億円 | 二十 | 2 贈与額 二億円 | 2 贈与額 二億円 |
| 二十 | 3 署名者 | 3 署名者 | 二十一 | 3 署名者 | 3 署名者 |
| 二十一 | 日本側 義本博司在シエラレオネ大使 | 日本側 義本博司在シエラレオネ大使 | 二十二 | 日本側 義本博司在シエラレオネ大使 | 日本側 義本博司在シエラレオネ大使 |
| 二十二 | 世界食糧計画側 アミナタ・タール在シエラレオネ事務所代表代理 | 世界食糧計画側 アミナタ・タール在シエラレオネ事務所代表代理 | 二十三 | 世界食糧計画側 アミナタ・タール在シエラレオネ事務所代表代理 | 世界食糧計画側 アミナタ・タール在シエラレオネ事務所代表代理 |
| 二十三 | 令和七年十月八日 | 令和七年十月八日 | 二十四 | 令和七年十月八日 | 令和七年十月八日 |

| | |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○国土交通省告示第九百三十八号 | 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 |
| ○国土交通省告示第九百三十八号 | なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。 |
| 一 | 施行者の名称 国土交通大臣 |
| 二 | 都市計画事業の種類及び名称 佐世保都市計画道路事業3・4・2号佐世保縦貫線 |
| 三 | 事業実行期間 自令和七年十月八日至令和十七年三月三十一日 |
| 四 | 事業地 長崎県佐世保市稻荷町、福石町、若葉町及び潮見町地内 |
| 五 | 収用の部分 長崎県佐世保市稻荷町、福石町、若葉町及び潮見町地内 |
| 六 | 使用の部分 長崎県佐世保市稻荷町地内 |
| 七 | 五 収用又は使用の手続が保留される事業地 |
| 八 | 五 収用の部分 長崎県佐世保市稻荷町、福石町、若葉町及び潮見町地内 |
| 九 | 五 使用の部分 長崎県佐世保市稻荷町地内 |
| 十 | 五 その関係図面は、令和七年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。 |
| 十一 | ○中国地方整備局告示第七十四号 |
| 十二 | 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。 |
| 十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 二十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 三十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 四十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 五十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 六十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 七十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 八十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 九十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百零一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百零二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百零三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百零四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百零五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百零六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百零七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百零八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百零九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一〇 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百一九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百三十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百四十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百五十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百六十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百七十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百八十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十一 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十二 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十三 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十四 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十五 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十六 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十七 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十八 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百九十九 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |
| 一百二十 | 二 路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所 |

| | |
|-------------------------------|------------|
| 内閣府に出向させる (内閣府大臣官房 内閣府事務官) | （大臣官房審議官）同 |
| 農林水産事務官（大臣官房審議官）に転任させる | 澤井 景子 |
| 独立行政法人農畜産業振興機構監事に任命する | 大野 茂樹 |
| 消費・安全局付に併任する | 長崎 浩之 |
| 日本中央競馬会監事に任命する（以上十月一日） | 月一日 |
| 林野庁 | |
| （中部森林管理局長）農林水産 | |
| 技官 | 森谷 克彦 |
| 令和七年九月三十日限り辞職を承認する（九月三十日） | |
| 独立行政法人農林漁業信用基 | |
| 金理事 | 佐伯 知広 |
| 農林水産技官（中部森林管理局長）に採用する（十 | |
| 正六位に叙する（各通） | |
| 従五位に叙する（各通） | |
| 従四位に叙する | |
| 正七位に叙する | |

林

叙位・叙勳

| | | |
|---------------|---------------------------|-------------------------|
| ○叙位 | 農林水産局長 | 森谷 克彥 |
| （大分大学名誉教授） | 令和七年九月三十日限り辞職を承認する（九月三十日） | 農林水産技官（中部森林管理局長）に採用する（十 |
| 従四位に叙する | 独立行政法人農林漁業信用基 | 佐伯 知広 |
| （日昇 貞夫 開良 重男） | 金理事 | 鳥巣 岳彦 |

| | | |
|-------------------------|--------|-------|
| 秋岡 郁男 | 井上 正利 | 大泉 裕美 |
| 加藤 英夫 | 金杉 佐久治 | 齊藤 等 |
| 長谷川慶一郎 | 増田 智 | 矢崎 和忠 |
| 従六位に叙する（各通） | （各通） | |
| 正七位に叙する | | |
| （三重県巡查部長） | 金子 寿一 | 吉田 顯也 |
| 従七位に叙する（各通）（以上九月一日） | 西藤 哲也 | 成田 章 |
| （高エネルギー加速器研究機構 名誉教授） | 吉田 顯也 | |
| 従四位に叙する（各通） | 岩切 赤石 | 成夫 義紀 |

官厅報告

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛知労働局の関係労働者を代表する者森尚己の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格のある労働者の団体は、下記に記載されたより関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年10月8日

四半期会計監査人 岩田 次郎

| 法務省告示配第百十五號 | |
|--------------------------|------------|
| 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、 | これを許可する。 |
| 今井七郎 田中一田 | 法務大臣 鈴木 醍祐 |
| 住所 兵庫県尼崎市 | |
| 王忠 昭和61年10月25日生 | |
| 住所 埼玉県草加市 | |
| 別小明 昭和62年9月5日生 | |
| 別勝基 平成22年12月7日生 | |
| 住所 鹿児島市 | |
| ヨシムラ・イリーナ・アナトリエフナー 昭和 | |
| 55年2月8日生 | |
| 住所 大阪府八尾市 | |
| ダドガル・アリ・アッバス 平成16年7月30日生 | |

| | | | |
|----|----|-------------------|------|
| 氏名 | 年齢 | 所属団体名及び当該団体における地位 | 所歴備考 |
|----|----|-------------------|------|

謹啓
國務
朝倉 潤一 石川 齊
堀川光尊を致仕の (名通)
謹啓
御中光尊を致仕の (云上九四) (印)

恤止器印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく關係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛知労働局の關係労働者を代表する者森義尚氏の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第2条第2項の規定及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則(昭和31年政令第248号)第2条第2項の規定に基づき、補欠の關係労働者を代表する者を指名して置きたいので、資格のある労働者の団体は、下記記載より關係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年10月8日

厚生労働大臣 福岡 貞麿

記

1 推薦資格 雇用保険の被保険者が加入している労働者の団体であつて、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推薦手続 推薦に当たつては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3 推薦締切日 令和7年10月22日

4 推薦書及び添付書類の提出場所 愛知労働局
職業安定部職業安定課

別紙様式

厚生労働大臣 殿 団体名及びその代表者名
労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく關係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 被務省扣長溫樂印十中印 | 記の娘の母誰に送る日本國上陸の生ば れぬ誰同か。 |
| 年母中母十口平 | 被務大臣 錦木 離母 |
| 住所 兵庫県尼崎市 | 王忠 昭和61年10月25日生 |
| 住所 埼玉県草加市 | 別小明 昭和62年9月5日生 |
| 住所 別勝基 平成22年12月7日生 | 鹿児島市 |
| 住所 ヨシムラ・イリーナ・アナトリエブナー 生 | ダドガル・アリ・アッバス 平成16年7月30日生 |
| 住所 東京都台東区 | 55年2月8日生 |
| 住所 周静芳 平成7年1月28日生 | 大阪府八尾市 |
| 住所 東京都板橋区 | 55年2月8日生 |
| 住所 シドラー・アミン 昭和61年10月12日生 | ダドガル・アリ・アッバス 平成16年7月30日生 |
| 住所 大阪府東大阪市 | 55年2月8日生 |
| 住所 サン・ホイ・シャン・ローズマリー 生 | 55年2月8日生 |
| 住所 東京都大田区 | 55年2月8日生 |
| 陳佩琦 平成2年1月15日生 | 55年2月8日生 |
| 住所 山口県下関市 | 55年2月8日生 |
| 金順琴 昭和14年3月13日生 | 55年2月8日生 |
| 住所 愛知県岡崎市 | 55年2月8日生 |
| ラファエル・ヒロシ・ヨシバ 日生 | 55年2月8日生 |
| 住所 愛知県岡崎市 | 55年2月8日生 |
| ジュリアナ・カオリ・ヨシイ 日生 | 55年2月8日生 |
| 住所 愛知県岡崎市 | 55年2月8日生 |
| カレン・ハチャヤ 平成9年2月21日生 | 55年2月8日生 |

住所 千葉県柏市
カントナ・マハラジャン 平成4年2月10日生
住所 東京都墨田区
アキラ・ラル・マハラジャン 平成5年8月3日生
住所 大分市
沈思佚 平成6年4月16日生
住所 茨城県守谷市
ザイラ・キエスタス・トレス 昭和58年11月11日生
住所 大阪市都島区
鄭繁信 昭和53年3月16日生
住所 大阪府松原市
鄭良信 昭和54年11月28日生
住所 埼玉県川口市
ダン・バハドル・アディカリ 平成元年11月24日生
住所 兵庫県尼崎市
シワンギ・タマン 平成7年10月22日生
住所 東京都東村山市
何亮儀 昭和55年9月4日生
住所 横浜市都筑区
王悠夏 平成7年8月6日生
住所 福岡市博多区
ダン・バハドゥル・ナット 平成3年4月1日生
住所 東京都町田市
ミョウタン 昭和47年7月7日生
住所 東京都足立区
エレイン・ジョベル・デ・ロス・サントス・ホサナ 平成10年4月26日生
住所 愛知県愛西市
アカリ・クイナ 平成28年5月15日生
住所 東京都江東区
孫美微 昭和60年11月20日生
王龍熙 平成26年10月22日生
王龍晟 平成29年2月16日生
住所 和歌山県岩出市
葛長雄 昭和61年7月26日生
住所 静岡市葵区
ラチミ・ボウデル・カトリ 昭和63年9月16日生
サリサ・タバ 令和元年10月9日生
ピリンス・タバ 令和7年3月12日生

住所 千葉県柏市
陶偉倫 平成9年1月21日生
住所 千葉県柏市
朱磊 昭和59年4月22日生
住所 千葉県浦安市
ミリハガーラ・カンカーナマラーゲ・ドン・ビノイ・マリット 平成2年2月22日生
住所 埼玉県秩父郡小鹿野町
金艶 昭和53年3月8日生
住所 川崎市幸区
王旭 平成3年4月3日生
住所 横浜市磯子区
シノハラ・アレックス 平成24年6月10日生
住所 横浜市西区
王啓玲 昭和57年3月24日生
楊瀟 平成18年8月16日生
楊妙兒 平成24年9月12日生
楊陽 平成29年8月1日生
住所 相模原市南区
リカルド・シマブク・タカエス 昭和43年8月27日生
リナ・セシリア・シマブク・カナシロ 平成14年1月9日生
住所 神奈川県座間市
ディアナ・カオリ・シマブク・カナシロ 平成6年10月17日生
住所 東京都江戸川区
李秀幸 昭和47年8月18日生
李美淑 昭和55年2月25日生
李蘭 平成27年2月15日生
住所 東京都世田谷区
魏昭 平成10年3月20日生
住所 東京都中野区
孫陸堯 平成5年9月8日生
住所 名古屋市北区
楊志輝 平成15年2月8日生
住所 愛知県瀬戸市
ジョシュア・ケンタロウ・キノネス・コレア 平成15年7月25日生
住所 愛知県豊川市
エジナ・ヒロコ・イトウ 昭和46年6月16日生
ロベルト・ヒロミ・イトウ・ハマカミ 平成21年3月13日生

住所 群馬県館林市
キン・ビュ・ウイン 昭和62年4月20日生
オッカ 平成24年6月17日生
ナンダ 平成26年4月5日生
リッザ 平成30年12月5日生
サンダ 令和5年1月24日生
住所 東京都葛飾区
安千晴 平成17年9月8日生
住所 東京都杉並区
汪珏頴 昭和62年8月28日生
住所 東京都世田谷区
セイラ・ゴメス・オルビリア 平成12年11月27日生
住所 東京都多摩市
郝楊 昭和62年9月30日生
住所 東京都町田市
李梦 昭和63年2月2日生
李依然 平成24年12月15日生
李欣然 平成27年1月15日生
李安然 令和元年6月14日生
住所 東京都板橋区
劉様 平成10年10月6日生
住所 東京都足立区
蔣方 平成2年9月25日生
住所 東京都北区
エレノール・ニエレス・スダ 平成3年5月18日生
住所 東京都新宿区
張英愛 昭和52年9月23日生

公 告

諸 告 告

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月8日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 1 処分をした年月日 令和7年6月13日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 サノヤス・ライド株式会社 大門 淳 大阪府大阪市住之江区西加賀屋2-2-11 国土交通大臣許可(般-3) 第26607号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年6月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月8日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 1 処分をした年月日 令和7年8月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社中通 松本季童 滋賀県彦根市高宮町10-7 国土交通大臣許可(般-2) 第16310号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年8月7日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月8日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 1 処分をした年月日 令和7年8月12日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 ジャトー株式会社 小野 謙治 大阪府大阪市北区末広町1-22 国土交通大臣許可(般特-3) 第6074号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年8月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月8日

近畿地方整備局長 斎藤 博之

- 1 処分をした年月日 令和7年8月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社町田電気町田 賢次 奈良県香芝市逢坂8-230-6 国土交通大臣許可（般一4）第21885号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、電気通信工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年8月21日付で建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月8日

近畿地方整備局長 斎藤 博之

- 1 処分をした年月日 令和7年8月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 かんでんEハウス株式会社 藤原 明宏 大阪府大阪市北区堂島浜1-4-16 国土交通大臣許可（般一4）第26226号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年8月25日付で建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

無縁墳墓等改葬公告

FAC6011キャンプハンセン内において、文化財踏査調査中に所有者不明の埋没墓が発見されたことから、遺骨等が確認された無縁墳墓等については改葬することとなりますので、墓地使用者等、

死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲示の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和7年10月8日

沖縄防衛局長 村井 勝

1 墓地等所在地

沖縄県国頭郡金武町字金武伊保原7683番地、7684番地、7687番地、7688番地、7689番地、7689-1番地、7690番地

沖縄県国頭郡金武町字金武渡慶頭原7994番地、7994-1番地、7994-2番地、7994-3番地、7994-4番地、7994-5番地、7994-6番地、7994-7番地、7994-8番地、7994-9番地、7994-10番地、7994-11番地、7994-12番地、7994-13番地、7994-14番地、7994-15番地、7995番地、7996番地、7997番地、7998番地、7999番地、8000番地、8001番地、8002番地、8003番地、8004番地、8005番地、8005-2番地、8006番地、8007番地、8008番地、8018番地、8021番地、8023番地、8024番地、8025番地、8026番地、8027番地、8028番地、8028-1番地、8028-2番地、8028-3番地、8028-4番地、8028-5番地、8028-6番地、8028-7番地、8028-8番地、8028-9番地、8028-10番地、8028-11番地、8028-12番地、8028-13番地、8028-14番地、8028-15番地、8028-16番地、8028-17番地、8028-18番地、8028-19番地、8028-20番地、8028-21番地、8028-22番地、8028-23番地、8029番地、8056-1番地、8056-2番地、8056-3番地、8057番地、8057-1番地、8057-2番地、8057-3番地、8057-4番地、8057-5番地、8057-6番地、8057-7番地、8057-8番地、8057-9番地、8057-10番地、8057-11番地、8057-12番地、8057-13番地、8057-14番地、8057-15番地、8057-16番地、8057-17番地、8057-18番地、8057-19番地、8057-20番地、8057-21番地、8057-22番地、8057-23番地、8057-24番地、8058番地、8059番地、8060番地、8099番地、8099-3番地、8099-4番地、8099-5番地、8100番地、8101番地、8102番地、8103-1番地、8103-2番地、8104-1番地、8104-2番地、8104-3番地、8104-4番地、8105番地、8106-1番地、8108-

2番地、8108-4番地、8109-1番地、8109-2番地、8110-1番地、8110-2番地、8111番地、8112番地

1 墓地等の名称 不詳

1 死亡者の本籍及び氏名 不詳

1 改葬を行おうとする者 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9 沖縄防衛局長 村井勝

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年（家）第90678号

東京都中央区銀座6丁目17番1号

申立人 東京信用保証協会

本籍東京都世田谷区三軒茶屋2丁目45番、最後の住所東京都町田市南町田3丁目2番1-404号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和6年4月23日、出生の場所和歌山県伊都郡九度山町、出生年月日昭和24年10月1日、職業会社役員

被相続人 亡 久保 雅勇

事務所東京都三鷹市下連雀3丁目42番15号 ファーネ三鷹ハイライズ601 ブリズム法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊地憲太郎

催告期間満了日 令和8年4月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第90736号

東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目15番9号岩崎吉祥寺ビル3階

申立人 公益財団法人武蔵野市福祉公社

本籍東京都武蔵野市吉祥寺北町2丁目710番地、最後の住所東京都武蔵野市境南町2丁目21番2号大野コーポ102、死亡の場所東京都西多摩郡日の出町、死亡年月日令和7年4月19日、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和26年5月22日、職業無職

被相続人 亡 川嶋千賀子

事務所東京都国分寺市本町3-9-16本田ビル4F 武蔵国分寺法律事務所

相続財産清算人 弁護士 全 東周

催告期間満了日 令和8年4月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第90739号

静岡県伊東市岡字片倉1448-38

申立人 管理組合法人伊東ヴィラ山の上

本籍東京都町田市成瀬台2丁目18番地3、最後の住所東京都町田市成瀬7丁目10番6-606号、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和6年11月15日、出生の場所満州国牡丹江省東寧県城子溝満州、出生年月日昭和18年3月31日、職業無職

被相続人 亡 新井 脩祖

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目37番7号テミスビル1階 吉祥寺市民法律事務所

相続財産清算人 弁護士 緒方 瑛

催告期間満了日 令和8年4月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第90740号

東京都台東区池之端2丁目5番27号

申立人 犀川 和彦

本籍東京都東村山市栄町1丁目23番地27、最後の住所東京都東村山市山市諏訪町2丁目26番地1白十字ホーム、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日令和5年10月6日、出生の場所東京市麻布区、出生年月日昭和18年1月10日、職業不明

被相続人 亡 遠藤 寛子

事務所東京都千代田区麹町4丁目3番3号新麹町ビル8階 シグマ麹町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伯母 治之

催告期間満了日 令和8年4月20日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第15156号

新潟市中央区西堀通五番町855番地1

申立人 新潟信用金庫

本籍新潟県新潟市東区本所2丁目1513番地、最後の住所新潟市東区本所2丁目6番47号、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日令和7年3月21日頃から31日頃までの間、出生の場所新潟県新津市、出生年月日昭和43年2月22日、職業会社役員

被相続人 亡 濱谷 昭三

新潟市中央区西堀前通一番町343番地 東堀ビル401号 川端大輔法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川端 大輔

催告期間満了日 令和8年4月30日

新潟家庭裁判所

令和7年（家）第499号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪615番地
申立人 國枝 哲子
本籍岐阜県岐阜市三歳町5丁目24番地1、最後の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪615番地、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和7年1月17日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和25年8月2日、職業無職
被相続人 亡 棚橋 邦夫
事務所岐阜県大垣市室町2丁目25番地弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 秀樹
催告期間満了日 令和8年4月24日
岐阜家庭裁判所大垣支部
令和7年（家）第495号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目185番地の1
申立人 とうしん信用保証株式会社
本籍岐阜県美濃加茂市森山町3丁目9番、最後の住所岐阜県美濃加茂市森山町3丁目10番23号、死亡の場所岐阜県美濃加茂市、死亡年月日推定令和6年1月6日、出生の場所岐阜県美濃加茂市、出生年月日昭和56年4月16日、職業会社員
被相続人 亡 佐合 高政
岐阜県可児市広見1-17大晃ビル2階弁護士法人平井法律事務所
相続財産清算人 倉知 孝匡
催告期間満了日 令和8年4月24日
岐阜家庭裁判所御嵩支部
令和7年（家）第317号
三重県津市美里町足坂622番地
申立人 千種 啓裕
本籍三重県津市美里町足坂635番地、最後の住所三重県津市美里町足坂635番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和7年7月17日、出生の場所愛知県名古屋市中川区、出生年月日昭和16年1月1日、職業無職
被相続人 亡 村上 圭子
三重県津市久居射場町62番地2 大野司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 大野ひで子
催告期間満了日 令和8年4月20日
津家庭裁判所
令和7年（家）第4024号
京都府舞鶴市溝尻中町14-18
申立人 松味喜久代

本籍京都府与謝郡与謝野町字弓木2301番地、最後の住所京都府宮津市宇波路2433番地 夕凧の里、死亡の場所京都府宮津市、死亡年月日令和7年6月15日、出生の場所京都府与謝郡岩滝町、出生年月日昭和10年10月8日、職業無職
被相続人 亡 宮崎きみ枝
事務所京都府京丹後市峰山町富貴屋35サンロードエイト西側2階 弁護士法人たんご法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤居 弘之
催告期間満了日 令和8年4月24日
京都家庭裁判所宮津支部
令和7年（家）第40319号
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
本籍神戸市垂水区城が山4丁目4番、最後の住所神戸市垂水区城が山4丁目4番5号、死亡の場所神戸市西区、死亡年月日令和3年12月18日、出生の場所神戸市長田区、出生年月日昭和42年6月20日、職業不明
被相続人 亡 林 陸三
神戸市中央区相生町1丁目1番16号神戸クロエビル701号ハーバーロード法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小坂 祥子
催告期間満了日 令和8年4月24日
神戸家庭裁判所
令和7年（家）第106号
鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
申立人 鳥取県 代表者知事 平井 伸治
本籍鳥取県八頭郡八頭町篠波78番地、最後の住所鳥取県八頭郡八頭町篠波85番地2、死亡の場所鳥取県八頭郡八頭町、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所鳥取県八頭郡中私都村、出生年月日昭和26年8月31日、職業無職
被相続人 亡 露木 英憲
事務所鳥取県鳥取市片原2丁目108番地エヌテートビル2階 菜の花総合法律事務所
相続財産清算人 古田 昌己
催告期間満了日 令和8年4月30日
鳥取家庭裁判所
令和7年（家）第548号
鳥取県西伯郡南部町福頬47番地
申立人 細田 智

本籍鳥取県米子市夜見町2207番地、最後の住所鳥取県倉吉市丸山町635番地4、死亡の場所鳥取県倉吉市、死亡年月日平成26年3月6日、出生の場所鳥取県西伯郡夜見村、出生年月日昭和15年1月27日、職業不明
被相続人 亡 足立 一男
鳥取県米子市加茂町2丁目112番地3階弁護士法人アザレア法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北村 仁
催告期間満了日 令和8年4月20日
鳥取家庭裁判所倉吉支部
令和7年（家）第5089号
岡山県倉敷市西中新田640番地
申立人 倉敷市
本籍岡山県倉敷市茶屋町早沖687番地、最後の住所岡山県倉敷市加須山829番地123、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日推定令和6年1月20日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和42年6月20日、職業不明
被相続人 亡 大森 英樹
岡山県総社市門田320番地1
相続財産清算人 司法書士 宮内 智子
催告期間満了日 令和8年4月20日
岡山家庭裁判所倉敷支部
令和7年（家）第30305号
広島県安芸郡府中町浜田3丁目5番12号
申立人 高木くるみ
本籍広島市南区宇品海岸2丁目12番地、最後の住所広島県安芸郡府中町浜田3丁目5番12号、死亡の場所広島県安芸郡府中町、死亡年月日令和7年2月10日頃、出生の場所広島市、出生年月日昭和32年8月24日、職業歯科医師
被相続人 亡 高木 秀樹
事務所広島市中区東白島町21番18号神田ビル3階神田・真田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 真田 文人
催告期間満了日 令和8年4月21日
広島家庭裁判所
令和7年（家）第5016号
神奈川県横浜市中区長者町2丁目5番地9グローリオ横浜関内1103号室
申立人 川本 裕喜
本籍山口県下関市彦島江の浦町5丁目1158番地、最後の住所山口県下関市菊川町大字久野94番地1株式会社支援の森こころハウス、死亡の場所山口県下関市、死亡年月日令和5年5月7日、出生の場所山口県下関市、出生年月日昭和32年3月11日、職業無職
被相続人 亡 村川サツエ

長崎市下関市南部町23番15号東武ビル6階
相続財産清算人 弁護士 田代 知愛
催告期間満了日 令和8年4月30日
山口家庭裁判所下関支部
令和7年（家）第3021号
福岡県直方市殿町7番1号
申立人 直方市
本籍福岡県中間市大字岩瀬752番地、最後の住所福岡県直方市大字感田2772番地4、死亡の場所福岡県北九州市八幡西区、死亡年月日平成29年9月9日、出生の場所福岡県遠賀郡中間町、出生年月日昭和29年4月27日、職業不詳
被相続人 亡 府川 正之
福岡県遠賀郡垣町松ヶ台4丁目16番12号
相続財産清算人 司法書士 平原 嘉章
催告期間満了日 令和8年4月30日
福岡家庭裁判所直方支部
令和7年（家）第80008号
長崎県佐世保市白岳町50番地4
申立人 トノカワ電業株式会社
本籍佐賀県西松浦郡有田町代々木甲1908番地27、最後の住所佐賀県西松浦郡有田町代々木甲1908番地27、死亡の場所佐賀県西松浦郡有田町、死亡年月日令和7年4月4日、出生の場所佐賀県武雄市、出生年月日昭和39年10月12日、職業会社員
被相続人 亡 石橋 和之
事務所長崎県佐世保市常盤町4-23 たつみビル7階 多聞法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長本 多聞
催告期間満了日 令和8年4月20日
佐賀家庭裁判所武雄支部
令和7年（家）第9067号
長崎市賀町5番21号パークサイドトラヤビル401号崎陽合同法律事務所
申立人 伊藤 岳
本籍長崎県長崎市下黒崎町3249番地、最後の住所長崎市西出津町2235番地3、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和7年6月6日、出生の場所長崎県西彼杵郡黒崎村、出生年月日大正12年11月13日、職業無職
被相続人 亡 村川サツエ
長崎市賀町5番21号パークサイドトラヤビル401号崎陽合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 岳
催告期間満了日 令和8年4月17日
長崎家庭裁判所

公 告

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(家)第1号

北海道滝川市本町4丁目6番12-1006号

申立人 金 良二

権利の届出の終期 令和7年12月26日

令和7年9月16日 滝川簡易裁判所
(別紙) 目 錄

1(1)土地 樽戸郡新十津川町字美沢87番1

原野 10135平方メートル

(2)土地 樽戸郡新十津川町字美沢87番2

原野 9785平方メートル

(3)土地 樽戸郡新十津川町字美沢87番3

原野 21596平方メートル

(4)土地 樽戸郡新十津川町字美沢87番4

原野 277平方メートル

2登記年月日番号 札幌法務局滝川支局昭和7年
3月2日受付第768号

3登記した権利の内容

目的 賃借権設定

原因 昭和7年3月2日設定

借貸 1(1)の土地につき

同村土地登記第3784号、第3785号、第3786号、第3787号、第3788号、第3789号、第1307号、第1308号に付1ヶ年100円

1(2)の土地につき

同村土地登記第3784号、第3785号、第3786号、第1307号、第1308号、第3787号、第3788号、第3789号に付1ヶ年100円

1(3)の土地につき

同村土地登記第3784号、第3785号、第3786号、第1307号、第1308号、第3787号、第3788号、第3789号に付1ヶ年100円

1(4)の土地につき

本号及び土地登記第3784号、第3786号、第1307号、第1308号、第3787号、第3788号、第3789号につき1ヶ年100円

支払期 每年10月20日

存続期間 昭和7年3月2日より10年
賃借権者 樽戸郡新十津川町字上徳富1117番地
今村 又継

共同目的物件

1(2)の土地につき、樽戸郡新十津川町字美沢87番4、同番5、同番6の土地

1(3)の土地につき、樽戸郡新十津川町字美沢87番4、同番5、同番6の土地

1(4)の土地につき、樽戸郡新十津川町字美沢87番2の土地

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第228号

宮城県多賀城市下馬3丁目7-1-810

申立人 庄子 勝

本籍山形県東根市大字蟹沢763番地、最後の住所6020 BATHURST ST. #1014 WILLOWDALE ONT M2R 1 Z8 CANADA

不在者 大内 浩

昭和33年3月20日生

届出期間満了日 令和8年1月30日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第1846号

大阪市西淀川区御幣島3丁目4番5-406号

申立人 妻波真由子

本籍島根県仁多郡奥出雲町三成300番地、最後の住所東京都大田区大森西5丁目12番4号仁平莊

不在者 廣野 充

昭和44年2月28日生

届出期間満了日 令和8年1月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第2377号

東京都練馬区田柄2丁目2番5号 第二白菊莊

申立人 米谷 孝良

本籍東京都練馬区田柄1丁目5970番地、最後の住所東京都練馬区田柄2丁目2番5号 第二白菊莊

不在者 米谷 辰彦

昭和26年12月8日生

届出期間満了日 令和8年1月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第5343号

東京都葛飾区立石8丁目9番1号

申立人 東海枝 実

本籍東京都葛飾区立石8丁目9番、最後の住所東京都葛飾区立石8丁目9番1号

不在者 東海枝勢津子

昭和5年3月13日生

届出期間満了日 令和8年1月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第6486号

東京都小笠原村父島字清瀬 清瀬都住5-201

申立人 猪村由紀子

本籍東京都小笠原村父島字東町1番地、最後の住所東京都小笠原村父島字清瀬 清瀬都住5-201

不在者 猪村 留治

昭和36年1月2日生

届出期間満了日 令和8年1月26日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第7833号

群馬県前橋市上佐鳥町325-2

申立人 岡田真奈美

本籍千葉県市川市市川3丁目55番地、最後の住所東京都葛飾区青戸2丁目12番1号

不在者 清田 芳正

昭和18年4月25日生

届出期間満了日 令和8年1月23日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第340号

千葉県市川市市川南2丁目7番26号

申立人 伊藤みさ子

本籍千葉県市川市大和田4丁目7番、最後の住所川崎市中原区上小田中1丁目20番21号第1ヒタチコ-ボ103

不在者 伊藤 俊二

昭和49年2月3日生

届出期間満了日 令和8年1月26日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第216号

岡山県岡山市北区南中央町12番5号

申立人 今村 由美

本籍北海道旭川市神楽町神楽岡3番地98、最後の住所ブラジル国以下不詳

不在者 土井 和枝

昭和5年2月16日生

届出期間満了日 令和8年1月26日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第217号

岡山県岡山市北区南中央町12番5号

申立人 今村 由美

本籍岡山県総社市久米1222番地、最後の住所 ブラジル国以下不詳

不在者 栢野 英夫

昭和6年8月10日生

届出期間満了日 令和8年1月26日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第218号

岡山県岡山市北区南中央町12番5号

申立人 今村 由美

本籍高知県高岡郡四万十町峰ノ上81番地、最後の住所 ブラジル国以下不詳

不在者 武政 澄子

昭和9年2月1日生

届出期間満了日 令和8年1月26日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第158号

広島市西区南観音8丁目7-12

申立人 小林 弘枝

本籍広島県福山市神村町3990番地、最後の住所 広島県福山市神村町4000番地

不在者 小林トモエ

大正11年2月25日生

届出期間満了日 令和8年1月26日

広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第1504号

札幌市西区発寒16条2丁目2-31

申立人 齋藤 勝代

本籍北海道札幌市中央区旭ヶ丘1890番地、最後の住所札幌市中央区南9条西20丁目1番37号 九条ハイツ6号

不在者 菅原 勝男

昭和10年6月15日生

届出期間満了日 令和8年1月27日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第597号

宮城県仙台市青葉区大倉字鳥谷峯3番地
申立人 早坂 熊
本籍宮城県仙台市青葉区大倉字鳥谷峯3番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区大倉字鳥谷峯3番地
不在者 早坂 洋右
昭和11年3月22日生
届出期間満了日 令和8年1月30日
仙台家庭裁判所

令和7年(家)第2912号

千葉県大網白里市上貝塚449番地2
申立人 藤田 成美
本籍群馬県利根郡みなかみ町師田269番地、最後の住所東京都豊島区南池袋2丁目42番5号
福寿荘201号
不在者 松原 勝
昭和44年7月26日生
届出期間満了日 令和8年1月20日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第4750号

千葉県銚子市豊里台1丁目1044番地の512
申立人 佐野 忠男
本籍千葉県銚子市仲町1810番地、最後の住所東京都新宿区坂町20番地 メゾン四谷101号
不在者 鴨野 泰造
昭和17年6月8日生
届出期間満了日 令和8年1月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第410号

東京都世田谷区池尻2丁目33番15-103号
申立人 川村 貴康
本籍神奈川県川崎市川崎区下並木4番地1、最後の住所川崎市川崎区富士見2丁目1番1号
不在者 川村 治仁
昭和31年7月18日生
届出期間満了日 令和8年1月26日
横浜家庭裁判所川崎支部

失踪宣告

令和7年(家)第139号

本籍福島県白河市大工町15番地、最後の住所宮城県仙台市長町2丁目1番6号
不在者 平澤 玲子
昭和21年8月27日生
令和7年9月20日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第9583号

本籍千葉県勝浦市浜勝浦122番地、最後の住所東京都大田区上池台3丁目42番5号
不在者 吉野 きぬ
明治45年3月9日生
令和7年9月20日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第87号

本籍愛知県豊田市志賀町香九礼1番地51、最後の住所愛知県豊田市志賀町香九礼1番地51
不在者 橋本 高志
昭和53年9月15日生
令和7年9月20日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第1821号

本籍島根県松江市雜賀町1707番地、最後の住所島根県松江市雜賀町1707番地
不在者 野々内紀美子
昭和18年11月9日生
令和7年9月19日失踪宣告審判確定
松江家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1135号

本籍福岡県福岡市早良区有田4丁目624番地10、最後の住所福岡県福岡市早良区田村3丁目31番4-105号
不在者 柴田 和弘
昭和10年3月12日生
令和7年9月20日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2034号

本籍北海道札幌市白石区南郷通14丁目北1番地、最後の住所札幌市厚別区もみじ台西6丁目1番6号
不在者 伊藤 和輝
昭和59年10月23日生
令和7年9月17日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1035号

本籍北海道夕張郡由仁町中央159番地、最後の住所札幌市手稲区曙4条2丁目3番8号
不在者 舟橋 克巳
昭和19年8月8日生
令和7年9月17日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1004号

本籍北海道芦別市頬城町1番地、最後の住所北海道美唄市落合町緑ヶ丘 沼達正夫方
不在者 佐々木君江

昭和2年3月31日生

令和7年9月19日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所岩見沢支部裁判所書記官

令和7年(家)第110号

本籍北海道北見市とん田東町681番地13、最後の住所本籍に同じ
不在者 立石 實
昭和13年9月21日生

令和7年9月23日失踪宣告審判確定
釧路家庭裁判所北見支部裁判所書記官

令和6年(家)第414号

本籍埼玉県所沢市大字北秋津446番地1、最後の住所埼玉県所沢市大字北秋津778番地昇莊6
不在者 山上 長
明治44年10月26日生

令和7年9月23日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官
除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(家)第8号

岐阜県土岐市土岐町中町5丁目34番地
申立人 岐東ビジネスサービス株式会社
代表者代表取締役 鈴木 雅貴
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月11日
令和7年9月12日 名古屋簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 S J 76441
金額 114,003円
支払期日 令和6年11月30日
支払地 名古屋市
支払場所 株式会社りそな銀行名古屋支店
振出日 令和6年7月19日
振出地 愛知県春日井市

振出人 昭和セラミックス株式会社 代表取締役 亀谷 真司
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(家)第6号

奈良県北葛城郡広陵町馬見南1丁目1番1号
申立人 有限会社ダイシン金属
代表者代表取締役 寺嶋 康浩
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月16日

令和7年9月17日
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 S B 205646
金額 247,500円
支払期日 令和6年12月5日

支払地 大阪市
支払場所 株式会社三井住友銀行堂島支店
振出日 令和6年7月31日
振出地 富山県射水市

振出人 株式会社TAN-EI-SYA 代表取締役 横山昭一郎
受取人 申立人
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第6783号

東京都葛飾区青戸5丁目11番3号
債務者 株式会社プランニング・ビー
代表者代表取締役 池田 幸三
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 関戸 麦
4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第152号

富山市西二俣228番地
債務者 株式会社松定商事
代表者代表取締役 松 征男
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 足立 政孝
4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午前11時

富山地方裁判所民事部

| | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(フ)第2368号 | 横浜市西区平沼1丁目9番7号 債務者 管機商事株式会社 代表者代表取締役 神林 和人 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 晃三 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前11時50分 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第1573号 | 東京都調布市緑ヶ丘2丁目5番2号グリーンヒルズ仙川1階 債務者 医療法人社団緑水会 代表者清算人 清水 俊貴 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 弘子 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午後1時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第345号 | 静岡県浜松市中央区城北3丁目1番6号 債務者 株式会社東海技建T S 代表者代表取締役 岩本 竜也 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 直也 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後3時 静岡地方裁判所浜松支部破産係 |
| 令和7年(フ)第247号 | 群馬県伊勢崎市下蓮町724番地 債務者 有限会社ワイエスジー 代表者取締役 大和 義方 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴田 忍 4 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時 前橋地方裁判所民事部破産再生係 |

| | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(フ)第194号 | 茨城県猿島郡境町122番地 債務者 ファミリープラザ事業協同組合 代表者代表理事 立川 淳一 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐谷 道浩 4 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後3時 水戸地方裁判所下妻支部 |
| 令和7年(フ)第251号 | 北海道旭川市東7条6丁目2番15号 債務者 宝生薬品株式会社 代表者代表取締役 長谷田憲明 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 万字 達 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後2時 旭川地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第209号 | 神戸市西区岩岡町古郷字古力1124-2 債務者 有限会社朝日技研 代表者取締役 福田 政雄 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河端 亨 4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前11時20分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
| 令和7年(フ)第511号 | 熊本市東区戸島1丁目13番106号 債務者 株式会社橘工業 代表者代表取締役 德永 龍男 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下山 和也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前11時 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
| 令和7年(フ)第512号 | 兵庫県加古川市志方町横大路145番地1 債務者 マツオカワーズ株式会社 代表者代表取締役 松岡 功 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸住 洋平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後10時 神戸地方裁判所民事部 |

| | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(フ)第4216号 | 大阪府大東市深野3丁目28-3アクティブ・スクウェア・大東 債務者 Virtue Service株式会社 代表者代表取締役 田中 徳員 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸住 洋平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前10時 熊本地方裁判所民事部第1部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第4333号 | 大阪府八尾市東山本新町3丁目7-21 債務者 株式会社a l i v e j a p a n 代表者代表取締役 岡本 崇史 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井本 雅之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第513号 | 兵庫県加古川市志方町横大路145番地1 債務者 株式会社エフコック 代表者代表取締役 松岡 功 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 政希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月18日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第2235号 | 東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号 債務者 UKIUKI PROJECT株式会社 代表者代表取締役 追田 裕幸 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 泰樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後1時40分 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第533号 | 熊本県天草市五和町御領6290番1 債務者 株式会社C i r c u l i f e 代表者代表取締役 川原 剛 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 徳員 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午後1時40分 熊本地方裁判所民事部第1部破産再生係 |

| | |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(フ)第241号 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川地 美帆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前11時 名古屋地方裁判所一宮支部 |
| 令和7年(フ)第242号 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 直久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日午後2時20分 旭川地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第179号 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中井 拓人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午後2時30分 釧路地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第1606号 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第1896号 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲村 育雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前11時 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第193号 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴間 淳一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前10時 愛知県丹羽郡大口町上小口1丁目622番地 |
| | 債務者 合同会社孔明塾 代表者代表社員 浅野 孝明 |

| | |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(フ)第461号 | 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中嶋 慎治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時30分 長野地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第25号 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑原 朋哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前10時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 |
| 令和7年(フ)第202号 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 隆亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時30分 福島地方裁判所郡山支部破産係 |
| 令和7年(フ)第203号 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 貴俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時30分 福島地方裁判所郡山支部破産係 |
| 令和7年(フ)第67号 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野 耕司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後1時30分 神戸地方裁判所社支部 |
| 令和7年(フ)第325号 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 陽介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前10時 長崎地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第216号 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 昌幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午後3時 福島地方裁判所郡山支部 |
| 令和7年(フ)第141号 | 6 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和7年(フ)第145号 | 群馬県太田市大原町71番地4 債務者 前原 正吾 |
| | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 昌幸 4 破産債権の届出期間 令和7年11月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月16日午後3時 福島地方裁判所郡山支部 |
| | 6 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 前橋地方裁判所太田支部 |

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>令和7年(フ)第451号 兵庫県尼崎市南武庫之荘4丁目21番12-305号 債務者 山本 正巳 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬渡 英樹 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第491号 神奈川県小田原市西酒匂3丁目7番19号 工ヌハウス202号室 債務者 原田 尚幸 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 逸人 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで 　　横浜地方裁判所小田原支部民事部 令和7年(フ)第1610号 東京都町田市相原町1158番地20ゼストワン101 債務者 川上 真貴 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳥生 尚美 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月26日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第98号 岩手県花巻市幸田第12地割291番地12 債務者 小笠原 栄 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤あすか</p> | <p>4 破産債権の届出期間 令和7年11月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月26日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 　　盛岡地方裁判所花巻支部 令和7年(フ)第525号 静岡県藤枝市高岡1丁目15番25-101号 リンピア23、旧住所静岡県藤枝市田沼3丁目21番22号 債務者 水内 康之 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田 靖 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月8日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 　　静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第175号 神奈川県横須賀市長浦町5丁目1番地 債務者 長島 高穂 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢澤 孝征 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月24日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 　　名古屋地方裁判所一宮支部 令和7年(フ)第1636号 東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ20-303 債務者 野口 大輔 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野真一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月12日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第156号 神奈川県横須賀市浦賀6丁目15番4号 債務者 飯泉 美枝 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若田 順 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月17日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 　　横浜地方裁判所横須賀支部</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

令和7年(フ)第213号
神奈川県横須賀市桜が丘2丁目23番34-201号
債務者 岡本 太陽
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松岡 義久
4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第586号
栃木県宇都宮市西川田町747番地2 フローラルコートD101、住民票上の住所栃木県宇都宮市西川田町880番地119
債務者 山下登貴雄
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 日向野 灌
4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月19日午前11時50分
6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第1582号
東京都東村山市萩山町2丁目2番地公団萩山団地8-201
債務者 増田 順一
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三木 昭子
4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年12月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第125号
富山県射水市三ヶ1190番地1 オルテンシア105
債務者 橋本 陽亭
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 翔

4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月8日午前10時45分
6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第594号
埼玉県朝霞市幸町3丁目2番36-104号
債務者 小棚木鉄也
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 南里 昌裕
4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月16日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第102号
千葉県東金市家徳472番地4 サンガーデン家徳E号棟
債務者 山本 英樹
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石川 貴康
4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月2日午前11時30分
6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第40号
宮城県登米市迫町佐沼字八幡2丁目7番地17
債務者 三田 恵子
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 庄司 智弥
4 破産債権の届出期間 令和7年11月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月22日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第655号
川崎市中原区小杉町3丁目7番地1 カーサフォレスタ 201
債務者 安田 哲也
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸
4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで

1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡邊 寛一
4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月2日午前10時20分
6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第1551号
東京都小金井市貫井北町3丁目30番14-312号アイフォート 小金井
債務者 塩野 豊
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 賀田健二郎
4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月9日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年12月9日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第195号
静岡県富士市今泉3096番地の3 シエルⅡ-105号、前住所静岡県富士市比奈1462番地の2
債務者 山下 遼
1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平山 周恒
4 破産債権の届出期間 令和7年11月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第1572号
東京都立川市幸町5丁目85番地の3ミリオンコート玉川上水309号、前住所東京都立川市幸町5丁目84番地の15サンロード七番館別館203号
債務者 秋山 直子
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 湯原と比古
4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月12日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年12月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第157号
川崎市多摩区生田1丁目2番16号 リエス稻田堤 205
債務者 藤井 恒存
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸
4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで

令和7年(フ)第2247号
神奈川県鎌倉市御成町20番16号 本間アパート202
債務者 三瀬 実
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 原藤 達也
4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月22日前11時10分
6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第130号
富山県小矢部市津沢491番地
債務者 田中 正仁
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川原 拓也
4 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月25日前10時40分
6 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第312号
岐阜市鏡島西2丁目10番1号、前住所岐阜県瑞穂市生津外宮前町2丁目2番地2
債務者 ヘアーサロンボーギャルソンこと 工藤 浩平
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山崎 則和
4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月16日前10時
6 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第6784号
神奈川県鎌倉市極楽寺3丁目2-1
債務者 池田 幸三
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 関戸 麦
4 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月23日前10時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第70号
島根県出雲市斐川町富村660番地 グリーンピュア日経島根寮B-206、前住所大阪府松原市北新町2丁目3番35-301号
債務者 佐藤 智博
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 樹
4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1595号
福岡市東区香椎駅前3丁目18番22-205号
グリーンオーク
債務者 田中 秀成
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松嶋 健一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第419号
宮崎市神宮西1丁目59番地3 サーパス神宮式番館111号
債務者 松本洋一郎
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 原田 真一
4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
5 一般調査期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで
6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第83号
長崎県大村市桜馬場2丁目482番地14 フレンドリースクエア桜B棟105号
債務者 有田 一成
1 決定年月日時 令和7年9月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 八木 義明
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日前10時
5 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第609号
福岡市早良区次郎丸6丁目8番24-201号
ガーデンハウスえるむ
債務者 小倉 順
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小川 剛
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1601号
福岡市博多区千代2丁目4番23-710号
アーベイン千代二丁目
債務者 日野 伸一
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池田 早織
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1636号
福岡県糟屋郡柏屋町大字大隈320番地1 メルパーク香華Ⅱ 301号、前住所福岡県糸島市志摩師吉430番地14
債務者 岩永 陽介
1 決定年月日時 令和7年9月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福山 聖
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日前2時
5 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1634号
福岡市東区名島3丁目6番34-201号 C B 千早南シプレ
債務者 福星テクノサービスこと 春田 勇治
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 五十川 伸
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第109号
栃木県足利市福居町616番地1 バウハウス101号
債務者 吉田 勝紀
1 決定年月日時 令和7年9月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 清水 恒一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日前10時15分
5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 宇都宮地方裁判所足利支部

| | |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(フ)第1512号 | 福岡市南区井尻1丁目40番2号 コーポ大光 (A) 203号 債務者 竹中 昌之 1 決定年月日時 令和7年9月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀内 和也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部 |
| 令和7年(フ)第1050号 | 京都市中京区壬生賀陽御所町3番地20 賀陽コーポラス 1116 債務者 横田 宗也 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 誠司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第706号 | 福岡県中間市中鶴1丁目2番18号、前住所福岡県遠賀郡水巻町鯉口6番304号 債務者 森田美千代(旧姓志賀) 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
| 令和7年(フ)第707号 | 福岡県中間市中鶴1丁目2番18号、前住所福岡県遠賀郡水巻町鯉口6番304号 債務者 森田 裕希(旧姓志賀) 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(フ)第161号 | 鹿児島市春山町2048番地14 ベルメゾンすみれ301号 債務者 萩丸 翔悟 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 聰司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第249号 | 群馬県伊勢崎市長沼町642番地6 債務者 大和 直子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴田 忍 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 |
| 令和7年(フ)第653号 | 北九州市若松区二島5丁目10番7号、前住所愛知県岡崎市筒針町字池田48番地1 ノーヴァ・ウエスト201 債務者 山本 敦也 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 祐貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
| 令和6年(フ)第103号 | 茨城県高萩市大字手上綱1113番地の2 債務者 田所 拓海 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高梨 亮輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 水戸地方裁判所日立支部 |
| 令和7年(フ)第239号 | 群馬県前橋市川原町1丁目36番地5 債務者 岩田 雄二 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 由恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第295号 | 埼玉県羽生市中央5丁目14番31号、旧住所埼玉県羽生市南羽生1丁目34番地12 債務者 柿沼 光宏 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井野 和幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 前橋地方裁判所高崎支部 |
| 令和7年(フ)第404号 | 新潟市中央区近江2丁目34番2号 ベルトⅡ202号 債務者 本合 祐基 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤慎之助 |
| 令和7年(フ)第248号 | 群馬県伊勢崎市長沼町642番地6 債務者 大和 義方 |
| 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 新潟地方裁判所民事部 | 令和7年(フ)第68号 兵庫県小野市東本町382番地の3 債務者 井上五十吉 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野 耕司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 神戸地方裁判所社支部 |
| 令和7年(フ)第51号 | 香川県丸亀市川西町北2196番地1 パストラルコA505号、前住所香川県三豊市豊中町比地大924番地1 カウル豊中Ⅰ305 債務者 島崎 巧 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田 仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 高松地方裁判所丸亀支部 |
| 令和7年(フ)第103号 | 香川県善通寺市生野本町2丁目3番19号 高橋ハイツ202号 債務者 角谷 宥哉 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田 仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 高松地方裁判所丸亀支部 |
| 令和7年(フ)第506号 | 北九州市小倉南区企救丘4丁目7番17号 債務者 安藤 善亮 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 衆介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |

令和7年(フ)第638号
北九州市若松区童子丸2丁目8番1-306号
債務者 久保田小百合
1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井上 陽代
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第673号
北九州市若松区高須西2丁目4番22号
債務者 古藤 功徳
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阪本 志雄
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第328号
鹿児島市吉野町2812番地1 ソレイユかじや101号
債務者 西村 健児
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後2時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西 選子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第55号
福島県いわき市常磐下船尾町村山57番地の1、従前の住所福島県いわき市小名浜玉川町南1番地の11
債務者 青木 智幸
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 榎田 啓
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月25日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第619号
北九州市小倉北区宇佐町2丁目6番13-201号、前住所北九州市八幡東区東山1丁目6番43-705号
債務者 森 隆二
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松尾 達也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第656号
北九州市八幡西区三ヶ森3丁目3番16号
債務者 山本智恵子
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾崎健二郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1306号
大阪市鶴見区諸口3丁目3番38-317号
債務者 山本 幸(旧姓梶村)
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菅野千恵子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第969号
仙台市太白区金剛沢3丁目16番3-2号
債務者 大武 尚
1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 天野 智之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午後1時35分
5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第970号
仙台市太白区金剛沢3丁目16番3-2号
債務者 大武 優香
1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

令和7年(フ)第157号
滋賀県高島市マキノ町小荒路460番地1、前住所大津市滋賀里2丁目4番6号 コーポフレグランス207号
債務者 club 蟻ことclub SASORIこと 大村光
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 竹内 雅和
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第41号
広島県庄原市東城町川西461番地1
債務者 藤野 竜吾
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 溝手 康史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
広島地方裁判所三次支部

令和7年(フ)第45号
広島県庄原市板橋町215番地1 コーポ雄峰208号、前住所広島県庄原市宮内町6353番地2ユニバーサルリビング
債務者 花田 陽平
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中田 大介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月16日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
広島地方裁判所三次支部

令和7年(フ)第383号
鹿児島市草牟田1丁目23番49号
債務者 中田 太
1 決定年月日時 令和7年9月26日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山口 大觀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第297号

鹿児島市下福元町3340-1 ときわの丘内、
住民票上の住所鹿児島市下田町140番地
債務者 米盛 隆雄

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 研
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第403号

宮崎市佐土原町下田島9251番地
債務者 川井田信子

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時30分

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柏田 芳徳
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第881号

大阪府豊中市利倉東1丁目6番65-301号
債務者 市村 修一

- 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 豊生
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4242号

大阪市北区天神橋2丁目1番24号 スペース
フォーリーブス 302号室
債務者 落合 紀子

- 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉田 章
- 4 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第1969号

名古屋市天白区鴻の巣2丁目1219番地 ハイ
ネスソーワⅡ102号
債務者 橋本 隆三

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2070号

名古屋市緑区砂田1丁目112番地 フレグラ
ンス砂田C棟201号
債務者 辻本 伸江

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2072号

名古屋市守山区四軒家2丁目601番地 コン
セール藤ヶ丘314号
債務者 藤原 伸子

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2190号

名古屋市港区小賀須3丁目101番地 要ビル
202号
債務者 佐野 敏雄

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2224号

名古屋市北区平安2丁目2番25号 第8諏訪
ビル205号
債務者 下田 千鶴

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第328号

北海道寿都郡黒松内町白井川8-297、住民
票上の住所北海道上磯郡木古内町字鶴岡19番
地

債務者 鈴木 誠哉

- 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第334号

北海道北斗市七重浜8丁目15番10号 リリー
ズ七重浜1号室
債務者 村上シゲ子

- 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第338号

函館市昭和3丁目17番13号 (住民票上の前住
所)

債務者 斎藤 里都

- 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第339号

北海道北斗市追分4丁目3番18号 コーポコ
レ2-B号
債務者 福 智美

- 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第119号

鹿児島県霧島市隼人町内454番地 G R A C
I A S I 203

債務者 吉永ヨシ恵

- 1 決定年月日時 令和7年9月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第1550号

さいたま市桜区栄和5丁目20番27号 ボナ
ル閣206、旧住所さいたま市南区根岸3丁目
31番7号 リトルハイム102
債務者 高野 彩音 (旧姓齋藤)

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1638号

さいたま市南区別所3丁目38番13号 グリー
ンハイツ201
債務者 井下田悦子

- 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第393号

愛知県高浜市本郷町1丁目1番地27 (L U C
E101)
債務者 坂口 博隆

- 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第481号
愛知県額田郡幸田町大字大草字馬場6番地25
債務者 川畠美智代

1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第433号
大阪府泉大津市曾根町1丁目12番4号、前住
所大阪府泉大津市松之浜町2丁目25番25号
債務者 田村 仁嗣(旧姓松本・西川)

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第456号
大阪府泉南郡熊取町小垣内4丁目927番地の
2
債務者 山田 麻美(旧姓北嶋)

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第460号
大阪府岸和田市吉井町1丁目8番20号
債務者 古賀 薫

1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第465号
大阪府泉佐野市鶴原1951番地の14
債務者 新屋敷政一
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第51号
北海道滝川市一の坂町東2丁目4番2-419
号 一の坂団地
債務者 橋本千恵子(旧姓宇羅)
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　札幌地方裁判所滝川支部破産係
令和7年(フ)第54号
岩手県久慈市川貫第7地割48番地10 ツイン
リバーA-1
債務者 田子内光子
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　盛岡地方裁判所二戸支部
令和7年(フ)第65号
栃木県足利市八柵町185番地9、前住所栃木
県足利市朝倉町3丁目30番地1 Y's フ
ラット 103号室
債務者 清水聰一郎
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第1573号
埼玉県川口市安行出羽4丁目15番20号
債務者 金子 良子
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1624号
埼玉県新座市野火止4丁目6番23号 キヤメル新座2B301号室、旧住所埼玉県新座市野火止4丁目8番35号 ピックカメラ志木寮
債務者 安田 祐介
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1632号
さいたま市大宮区天沼町1丁目621番地216
債務者 新飯田布美子
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1660号
埼玉県川口市差間2丁目6番6号
債務者 手塚 健
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第280号
埼玉県吉川市きよみ野4丁目5番地4
債務者 菊名 和也
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第375号

埼玉県草加市手代3丁目50番12号
債務者 東 弥生

1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第567号

埼玉県越谷市東越谷2丁目12番地25 タカラ
マンションB203、旧住所東京都足立区一ツ
家1丁目20番14-101号
債務者 石井 海宇

1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第607号

埼玉県越谷市大字弥十郎727番地13 シンガ
クイン・ヴォーヌング101
債務者 吉田 弥紗

1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第645号

埼玉県越谷市蒲生4丁目6番33号 アルファ
ハウスⅡ106号
債務者 登川 裕子

1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

| | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(フ)第1381号 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第1555号 | 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第1609号 | 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第237号 | 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第657号 | 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 令和7年(フ)第1943号 愛知県知多市新舞子字大瀬8番地の51 債務者 平尾 博美 |
| 令和7年(フ)第1630号 さいたま市南区辻3丁目9番26号 メゾンド 平岡103 債務者 島田 勝弘 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第690号 北九州市八幡東区帆柱1丁目4番5号、前住 所北九州市八幡東区日の出1丁目7番13号 債務者 尾形布美佳 | 令和7年(フ)第1952号 愛知県半田市横川町3丁目209番地の14 債務者 大羽 佑樹 |
| 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第717号 福岡県遠賀郡岡垣町鍋田1丁目2番6号 債務者 今井 大輔 | 令和7年(フ)第1952号 愛知県半田市横川町3丁目209番地の14 債務者 大羽 佑樹 |
| 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第711号 福岡県遠賀郡岡垣町鍋田1丁目2番6号 債務者 今井 大輔 | 令和7年(フ)第2018号 名古屋市南区松城町2丁目41番地の1 グ ループホームつばき、従前の住所名古屋市南 区松城町1丁目24番地 スペースイン笠寺 206号 債務者 山田 美香 |
| 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第735号 北九州市八幡西区幸神2丁目3番16号、前住 所北九州市八幡西区医生ヶ丘6番8-105号 債務者 池田 雅彦 | 令和7年(フ)第2018号 名古屋市南区松城町2丁目41番地の1 グ ループホームつばき、従前の住所名古屋市南 区松城町1丁目24番地 スペースイン笠寺 206号 債務者 山田 美香 |
| 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係 |
| 令和7年(フ)第735号 北九州市八幡西区幸神2丁目3番16号、前住 所北九州市八幡西区医生ヶ丘6番8-105号 債務者 池田 雅彦 | 令和7年(フ)第1848号 愛知県東海市荒尾町イノ割21番地の5 パー クヒルズアトリエ3D、従前の住所愛知県東 海市荒尾町見晴60番地2 債務者 田嶋 雄貴 |
| 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第1499号 埼玉県上尾市本町2丁目9番9号 北原コ ボ102 債務者 樋口 大治 | 令和7年(フ)第2023号 名古屋市天白区梅が丘3丁目215番地 アメ ニティ若葉 C棟 債務者 齊木 孝八 |
| 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 |

令和7年(フ)第2042号
名古屋市緑区青山1丁目48番地の4
債務者 橋本 麻由
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2052号
愛知県春日井市弥生町1丁目88番地
債務者 竹内 康則
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2058号
愛知県春日井市高山町4-13-13 メゾン辻山206、住民票上の住所愛知県小牧市小木3丁目205番地
債務者 井手 淳平
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2061号
愛知県日進市岩崎町根裏82番地3 アークガーデン岩崎F-102
債務者 酒井 修
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2062号
愛知県日進市岩崎町根裏82番地3 アークガーデン岩崎F-102
債務者 酒井 紗子
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2102号
愛知県東海市荒尾町西丸山7番地の8 エミナス東海311号
債務者 木元 英樹
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2123号
名古屋市昭和区菊園町1丁目12番地 市営菊園荘201号
債務者 上村 幸枝
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2136号
名古屋市天白区平針1丁目1801番地 サンマーレkii 106号、従前の住所名古屋市天白区植田山2丁目101番地 名古屋市植田寮
債務者 畑田 敬史
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第94号
福島県いわき市常磐西郷町忠多60番地の71
破産者 工藤 康夫
1 決定年月日 令和7年9月25日
2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第482号
埼玉県蕨市南町2-16-16 メゾンアイリス202、住民票上の住所さいたま市桜区西堀7丁目1番17号
破産者 赤羽根和晃
1 決定年月日 令和7年9月29日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第11号
愛知県豊川市伊奈町佐脇原589番地8、従前の住所愛知県豊川市金屋西町2丁目6番地自衛隊官舎7棟802号
破産者 加藤 聖也
1 決定年月日 令和7年9月26日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第4179号
大阪府守口市寺方元町1丁目5番12号 N-7号室、開始決定時大阪市城東区今福西6丁目2番2-328号
破産者 森川 直輝
1 決定年月日 令和7年9月29日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第520号
兵庫県尼崎市武庫町3丁目16番1号ヴィアーレ武庫町203、前住所兵庫県尼崎市富松町1丁目12番10号エーベル武庫之荘壱番館403号
破産者 西田 亮介
1 決定年月日 令和7年9月29日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年(フ)第1079号 広島県庄原市平和町525番地 破産者 滝口 季彦 1 決定年月日 令和7年9月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第101号 福岡県飯塚市楽市189番地1 フォレスト ヴィラ2号館203号 破産者 和泉 真一 1 決定年月日 令和7年9月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 |
| 令和6年(フ)第115号 福岡県飯塚市幸袋129番地1 破産者 谷口 大樹 1 決定年月日 令和7年9月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 |
| 令和7年(フ)第12号 福岡県飯塚市柏の森455番地1 エムコート 柏の森208、前住所福岡県嘉麻市牛隈2232番 地10 破産者 熊本 勇一 1 決定年月日 令和7年9月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 |
| 令和6年(フ)第2919号 茨城県鹿嶋市大字爪木476番地2 破産者 木谷 晋也 |

| |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第458号 新潟市東区下山2丁目1289番地2、開始決定時の住所新潟市東区太平2丁目1番地25 破産者 アウトスポットないしアウトスポット マーキーこと 斎藤 芳信 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第195号 長野市安茂里小市3丁目1番24号、旧住所長野市大字東和田538番地1 ラプラスサンシティN101号 破産者 宮澤 誠 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第159号 鳥取県鳥取市桂見620-46、住民票上の住所 鳥取県鳥取市湖山町南1丁目556番地7 破産者 山本 拓実 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第126号 鳥取県米子市観音寺新町4丁目3番17号 101号、旧住所鳥取県西伯郡大山町末長296番 地25 破産者 西川 雄也 |
| 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第1156号 横浜市緑区鴨居4丁目48番10号 破産者 寒川 清佳 |
| 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部 |
| 令和7年(フ)第1520号 大阪府箕面市箕面8丁目11番31号 破産者 吉川 孝二 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 2 一般調査期日 令和7年11月18日午後1時40分 令和7年9月30日 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第409号 北九州市若松区老松2丁目8番6号 破産者 菊池 恵 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 2 一般調査期日 令和8年1月22日午後1時40分 令和7年9月29日 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第70号 静岡市葵区羽鳥5丁目24番26号 ガーデン花水木102号、旧住所静岡市葵区千代田4丁目9番10号 シーズン・サンリット103号室 破産者 大野 未結 1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 2 一般調査期日 令和7年12月15日午前10時30分 令和7年9月26日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 |
| 令和6年(フ)第277号 熊本県上益城郡益城町大字小池2297番地7 破産者 山田 秀子 1 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで 2 一般調査期日 令和7年11月27日午後2時 令和7年9月29日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第1322号 宮城県宮城郡利府町加瀬字十三本塚164番地2 3号室、開始決定時の住所宮城県塩竈市 桜ヶ丘11番13号 破産者 小野 文吉 1 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 2 一般調査期日 令和7年12月22日午前10時45分 令和7年9月30日 仙台地方裁判所第4民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第376号 広島市西区古江西町5番47-2-2号、開始決定時の住所広島市西区田方1丁目15番14号 破産者 大和田 健 1 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 2 一般調査期日 令和7年12月1日午前10時 令和7年9月30日 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和5年(フ)第4187号 大阪市中央区博労町4丁目6番17号 破産者 株式会社G-T E X 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 2 一般調査期日 令和8年2月16日午後1時30分 令和7年9月29日 大阪地方裁判所第6民事部 |

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年(フ)第4188号 大阪市中央区博劳町4丁目6番17号 破産者 株式会社マーキュリートレーディング 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 2 一般調査期日 令和8年2月16日午後1時30分 令和7年9月29日 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第2362号 代替住所A(旧住所 大阪府池田市豊島北1丁目3番18号105号室) 破産者 八澤 信彦 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 2 一般調査期日 令和7年12月22日午後2時50分 令和7年9月29日 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第2363号 兵庫県川西市緑台1丁目3番13号 破産者 株式会社八捷・R e・ホームスタイル 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 2 一般調査期日 令和7年12月22日午後2時50分 令和7年9月29日 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 書面による計算報告 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。 令和7年(フ)第231号 宮崎市橋通東4丁目1番4号 破産者 JSアドバンス株式会社 異議申述期間 令和7年11月11日まで 令和7年9月30日 宮崎地方裁判所破産係 令和7年(フ)第757号 仙台市青葉区福沢町7番17-505号、従前の住所仙台市宮城野区大槻13番40-804号 破産者 佐藤 竜也 異議申述期間 令和7年11月25日まで 令和7年9月29日 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和6年(フ)第4098号 大阪府豊中市少路1丁目5番12-507号 破産者 W s t y l e こと 池田 昇一 異議申述期間 令和7年11月25日まで 令和7年9月30日 大阪地方裁判所第6民事部 |

| |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 免責許可申立てに関する意見 申述期間 令和7年(フ)第4737号 東京都渋谷区猿楽町12-35-203 破産者 宮島 秀司 免責意見申述期間 令和7年12月23日まで 令和7年9月30日 東京地方裁判所民事第20部 |
| 特別清算開始 令和7年(ヒ)第7号 栃木県鹿沼市上野町321番地2 清算株式会社 デリシード株式会社 代表清算人 浅野 知則 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 宇都宮地方裁判所第1民事部 |
| 令和7年(ヒ)第2070号 東京都品川区西五反田2丁目12番3号 清算株式会社 株式会社ニューロ 代表清算人 大屋 重幸 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(ヒ)第2071号 東京都品川区西五反田2丁目12番3号 第一誠実ビル8F 清算株式会社 株式会社d 2 c o n n e c t 代表清算人 大屋 重幸 1 決定年月日 令和7年9月24日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 東京地方裁判所民事第20部 |
| 特別清算協定認可 令和7年(ヒ)第2039号 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 清算株式会社 株式会社五和鉄工所 代表清算人 厚見ゆり子 1 決定年月日 令和7年9月17日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 1 清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙記載の協定債権者に対し、別紙「弁済額」欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。 神戸地方裁判所伊丹支部 |

| |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額(各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。)から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。 3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する(この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記1と同様とする。)。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。 (別紙省略) |
| 以上 東京地方裁判所民事第20部 |
| 小規模個人再生による再生手続開始 |
| 令和7年(再イ)第69号 埼玉県飯能市大字前ヶ賀269番地6 再生債務者 森下 正浩 1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月27日から令和7年11月5日まで さいたま地方裁判所川越支部 |
| 令和7年(再イ)第45号 愛知県江南市五明町根場29番地4 再生債務者 平川 健太 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 |
| 令和7年(再イ)第47号 愛知県岩倉市東町白山94番地2 再生債務者 鳥居 建介 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月17日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月24日から令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 |

令和7年(再イ)第6号
秋田県能代市字鳥小屋33番地10 セントラルシティ21 E棟101
再生債務者 山田 寿邦
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月7日まで
秋田地方裁判所能代支部
令和7年(再イ)第5号
栃木県真岡市熊倉3丁目16番地16
再生債務者 マツモト アナ マリー フロренд
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月12日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部
令和7年(再イ)第76号
埼玉県飯能市大字岩沢1109番地8 T e t t o v e r d e 103
再生債務者 山田 高輔
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第164号
千葉県船橋市飯山満町3丁目112番地100 葉園台サニーハイツ604号
再生債務者 黒澤 廉太
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第165号
千葉県船橋市小室町5043番地6
再生債務者 伊達 晴之
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第244号
名古屋市中村区名駅南3丁目11番18号 メイクス名駅南Ⅱ905号
再生債務者 柿下 竜哉
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月27日から令和7年11月4日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第12号
北海道小樽市オタモイ1丁目27番1号
再生債務者 工藤 祐己
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(再イ)第39号
神奈川県伊勢原市桜台1丁目39番16号 都ドルフ202号
再生債務者 小松 幸成
1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第42号
静岡市葵区平和2丁目21番18号
再生債務者 大井 政志
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月11日まで
静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第78号
静岡市駿河区石田1丁目17番3-302号
再生債務者 浦井 直希
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月11日まで
静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第85号
静岡県藤枝市本町4丁目7番50号
再生債務者 谷下 雄二
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月30日から令和7年11月11日まで
静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第36号
三重県四日市市城西町2番26号 エスピール城西壱番館105
再生債務者 松田 慧
1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月28日から令和7年11月4日まで
津地方裁判所四日市支部
令和7年(再イ)第38号
岡山県都窪郡早島町早島3991番地120
再生債務者 沖 慎太郎

1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年(再イ)第31号
群馬県太田市石原町402番地2
再生債務者 佐藤 宏紀
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月28日まで
前橋地方裁判所太田支部
令和7年(再イ)第115号
大阪市天王寺区上本町5丁目7番25-506号
再生債務者 河村 裕太
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月12日まで
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第7号
兵庫県豊岡市江野1426番地
再生債務者 畑野 実
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月31日から令和7年11月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部再生係
令和7年(再イ)第11号
長崎県大村市武部町527番地4
再生債務者 須藤 将大
1 決定年月日時 令和7年9月26日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月24日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月7日から令和7年11月21日まで
長崎地方裁判所大村支部

| | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年（再イ）第13号 仙台市青葉区中山6丁目18番15号 再生債務者 吉田 智晃 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年12月1日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月17日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| 令和7年（再イ）第5号 宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地158 再生債務者 小山 直 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年12月1日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年12月2日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係 |
| 令和7年（再イ）第35号 群馬県館林市東美園町12番地の1 チェロ一8 再生債務者 塩澤 英治 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年12月1日まで 前橋地方裁判所太田支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月17日まで 富山地方裁判所魚津支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月11日まで 松江地方裁判所浜田支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年12月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年（再イ）第385号 東京都新宿区西早稲田3-17-30 再生債務者 柴田 優 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年12月1日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月13日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月11日まで 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年12月2日まで 新潟地方裁判所三条支部 |
| 令和7年（再イ）第401号 東京都品川区南品川5-1-11-1202 再生債務者 矢部 香織 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月17日まで 熊本市北区清水亀井町6番17-202号 サンモール清水 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 金沢地方裁判所民事部 |

令和7年（再イ）第11号
長野県諏訪市上川3丁目2219番地11
再生債務者 宮川 健二
1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和7年（再イ）第90号
兵庫県姫路市増位新町1丁目24番地 ミラキタシティ姫路710号
再生債務者 古岡 優貴
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年12月2日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第15号
鹿児島県日置市東市来町湯田2783番地2
再生債務者 松崎 良作
1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第16号
鹿児島県日置市東市来町湯田2783番地2
再生債務者 松崎 葉子
1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第45号
鹿児島市武岡5丁目33番64-55号
再生債務者 餅原 琢磨
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後0時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第42号
福井県坂井市丸岡町羽崎第28号31番地 クララガーデン202号室
再生債務者 高田 美保
1 決定年月日時 令和7年9月29日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月18日まで
福井地方裁判所
小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年（再イ）第231号
東京都練馬区大泉町2-40-2
再生債務者 三原 寛之
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月14日まで
令和7年9月26日
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第99号
千葉県市川市田尻5丁目20番2-302号（カナルチエーロ）
再生債務者 神田 健一
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで
令和7年9月29日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第112号
千葉県浦安市猫実1丁目5番17号
再生債務者 村山 大介
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月16日まで
令和7年9月29日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第113号
千葉県船橋市印内2丁目5番5-110号
再生債務者 小林 尚大

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで
令和7年9月29日
仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第65号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇859番地10 浅間台住宅F棟
再生債務者 直枝 優樹

1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで
令和7年9月29日
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第136号
愛知県知多市つづじが丘2丁目1番地 23-305
再生債務者 三宅菜由美
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで
令和7年9月29日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第20号
愛知県新城市城北3丁目1番地10
再生債務者 teng ping tongこと藤平 瞳
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで
令和7年9月29日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（再イ）第33号
岩手県滝沢市穴口135番地26
再生債務者 澤 加菜
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで
令和7年9月30日
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（再イ）第19号
茨城県稻敷郡阿見町南平台3丁目35番地3
再生債務者 佐藤 勝慶
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで
令和7年9月30日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

| | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(再イ)第2号 埼玉県行田市持田3丁目31番14-3号 再生債務者 増田 健人 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 21日まで 令和7年9月29日 さいたま地方裁判所熊谷支部 | 令和7年(再イ)第70号 埼玉県入間市大字木蓮寺591番地13 再生債務者 小室 勝也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年9月29日 さいたま地方裁判所川越支部 | 令和7年(再イ)第2号 和歌山県日高郡美浜町大字三尾82番地の8 再生債務者 吉本 恭子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年9月29日 和歌山地方裁判所御坊支部 | 令和7年(再イ)第14号 群馬県館林市富士原町1057-706 再生債務者 島崎 春香 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年9月29日 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和7年(再イ)第26号 東京都昭島市上川原町2丁目22番2-212号 再生債務者 松野 郁夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 21日まで 令和7年9月30日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 令和7年(再イ)第27号 愛知県一宮市西萩原字上沼56番地1 再生債務者 木村 恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年9月29日 名古屋地方裁判所一宮支部 | 令和7年(再イ)第96号 札幌市西区福井6丁目7番10号 再生債務者 藤田 雅樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年9月30日 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(再イ)第15号 群馬県太田市新田赤堀町600番地16 再生債務者 肱岡 獅 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 30日まで 令和7年9月30日 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和7年(再イ)第59号 東京都東久留米市南沢5丁目19番8-418号 再生債務者 中山 久刻 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 21日まで 令和7年9月30日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 令和7年(再イ)第34号 愛知県一宮市花池1丁目19番30号 五反田ハイツ107号 再生債務者 terihaeruこと 小島 日和 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年9月29日 名古屋地方裁判所一宮支部 | 令和7年(再イ)第11号 北海道苦小牧市光洋町2丁目4番21号 再生債務者 大場 充 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年9月30日 札幌地方裁判所苦小牧支部 | 令和7年(再イ)第8号 鹿児島市吉野4丁目16番3号 再生債務者 鮫嶋 俊樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月 17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月26日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 |
| 令和7年(再イ)第26号 神奈川県中郡二宮町緑が丘3丁目4番地の6 再生債務者 斎藤 成雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 21日まで 令和7年9月30日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係 | 令和6年(再イ)第603号 大阪市東成区中道2丁目9番14-408号 再生債務者 森田 幸生 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年9月29日 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(再イ)第14号 釧路市中島町10番1号 プレジール201号室 再生債務者 永井 優樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年9月30日 釧路地方裁判所民事部 | 令和7年(再イ)第21号 鹿児島市東谷山1丁目43番8-4号 再生債務者 古庄 由和 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月 17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 17日まで 令和7年9月26日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 |
| 令和7年(再イ)第28号 神奈川県厚木市まつかげ台51番13号 再生債務者 岩崎 優志 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 21日まで 令和7年9月30日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係 | 令和7年(再イ)第40号 大阪府高石市千代田6丁目12番80-501号(営業所) 大阪府高石市綾園3丁目8番13号 再生債務者 上羽電工こと 上林 秀行 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 27日まで 令和7年9月29日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 | 令和7年(再イ)第6号 兵庫県豊岡市昭和町7番33号 再生債務者 飯田真由美 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年9月30日 神戸地方裁判所豊岡支部再生係 | 令和7年(再イ)第4号 福岡県飯塚市弁分202番地1 再生債務者 波多 一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月 20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 20日まで 令和7年9月29日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係 |

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年（再イ）第11号 福岡県飯塚市幸袋537番地55 再生債務者 水野 謙寛 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで 令和7年9月29日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係 |
| 令和7年（再イ）第13号 新潟市中央区古町通4番町643番地 古町ツインタワーハイツ806号 再生債務者 大山 健輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 新潟地方裁判所民事部 |
| 令和7年（再イ）第36号 新潟市南区平成町5番地 再生債務者 矢部 信行 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 新潟地方裁判所民事部 |
| 令和7年（再イ）第1号 山口県萩市大字椿東5738番地33 再生債務者 佐川 宏司 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月27日まで 令和7年9月29日 山口地方裁判所萩支部 |
| 令和7年（再イ）第18号 青森県下北郡大間町大字奥戸字奥戸村173番地 再生債務者 菊池 繁光 |

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月28日まで 令和7年9月30日 青森地方裁判所民事部再生係 |
| 小規模個人再生による再生手続廃止 |
| 令和6年（再イ）第63号 群馬県伊勢崎市田部井町2丁目552番地12 再生債務者 高坂 貴裕 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年9月30日 |
| 前橋地方裁判所民事部破産再生係 |
| 令和7年（再イ）第12号 山口県宇部市西宇部北7丁目13番23-205号 西宇部県営住宅1号棟 再生債務者 花田 静香 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月28日まで 令和7年9月30日 山口地方裁判所宇部支部 |
| 令和7年（再イ）第19号 宮崎市吉村町今村甲4167番地4 再生債務者 中武 英樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月28日まで 令和7年9月30日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 |
| 小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定 |
| 令和2年（再イ）第155号 東京都杉並区南荻窪2丁目34番20号Uガーデン杉並301（旧住所 千葉市美浜区打瀬1-2-3 904号） 再生債務者 原 亮子（旧姓家近） 1 決議に付する変更再生計画案 令和7年9月3日付け変更再生計画案 2 変更再生計画案に対する回答期間 令和7年10月6日まで 令和7年9月19日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 小規模個人再生による再生手続廃止 |
| 令和6年（再イ）第63号 群馬県伊勢崎市田部井町2丁目552番地12 再生債務者 高坂 貴裕 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年9月30日 |
| 前橋地方裁判所民事部破産再生係 |
| 令和6年（再イ）第70号 広島市安佐南区伴南1丁目5番30-14-1001号 再生債務者 滝本 一彦 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年9月30日 広島地方裁判所民事第4部 |
| 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 |
| 令和7年（再口）第1号 茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘4丁目19番地18 再生債務者 小野 隆二 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月11日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年10月20日まで 令和7年9月29日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 |
| 令和7年（再口）第1号 熊本市東区月出1丁目8番11号 V i l l a g e 1月出205号室 再生債務者 斎藤 哲 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月7日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年10月20日まで 令和7年9月29日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 |
| 令和7年（再口）第1号 群馬県伊勢崎市豊城町1985番地8 再生債務者 瀧本 武彦 |
| 令和7年（再口）第4号 広島市西区己斐上2丁目59番7号 再生債務者 千々松のぶえ 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年9月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年9月29日 さいたま地方裁判所川越支部民事部20係 |
| 令和7年（再口）第4号 広島市西区己斐上2丁目59番7号 再生債務者 千々松のぶえ 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年9月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年9月29日 広島地方裁判所民事第4部 |

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第21号

横浜市神奈川区神奈川2丁目11番地2
申立人 株式会社N.Sアセットマネジメント
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 横浜市神奈川区栄町四丁目85番地
所在等不明共有者 森田福次郎
届出期間満了日 令和8年1月23日
令和7年9月24日

横浜地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録
所在 横浜市神奈川区栄町
地番 16番14
地目 宅地
地積 36.89平方メートル
所在等不明共有者の持分 4分の1

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

静岡県伊東市富戸911-87
申立人 阿部 浩三

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 埼玉県所沢市緑町1丁目6番14-407号

共有者 辻 恵

(不動産登記記録上の氏名) 杉 恵

届出期間満了日 令和7年11月19日

令和7年9月19日

さいたま地方裁判所越谷支部

(別紙) 物件目録

1 所在 越谷市大字恩間字天神下

地番 479番2

地目 公衆用道路

地積 42平方メートル

所在等不明共有者の持分 70分の5

2 所在 越谷市大字恩間字天神下

地番 490番2

地目 公衆用道路

地積 29平方メートル

所在等不明共有者の持分 70分の5

令和7年(チ)第5号

千葉県茂原市茂原1102番地1

申立人 千葉県長生土木事務所長 徳留 顕二

住所・居所 不明

共有者 石田教四郎

住所・居所 不明

共有者 堀内 信行

住所・居所 不明

共有者 初田 清

住所・居所 不明

共有者 中村蒼一郎

住所・居所 不明

共有者 松崎 省吾

住所・居所 不明

共有者 飯野 宗政

住所・居所 不明

共有者 出口 政次

住所・居所 不明

共有者 濱野 うら

住所・居所 不明

共有者 市東 広雄

住所・居所 不明

共有者 川島 利中

住所・居所 不明

共有者 玉置 俊雄

届出期間満了日 令和7年11月25日

令和7年9月22日 千葉地方裁判所一宮支部

(別紙) 物件目録

所在 長生郡一宮町一宮字追手

地番 3622番

地目 宅地

地積 21.03平方メートル

共有者 石田教四郎持分 11分の1

共有者 堀内 信行持分 11分の1

共有者 初田 清持分 11分の1

共有者 中村蒼一郎持分 11分の1

共有者 松崎 省吾持分 11分の1

共有者 飯野 宗政持分 11分の1

共有者 出口 政次持分 11分の1

共有者 濱野 うら持分 11分の1

共有者 市東 広雄持分 11分の1

共有者 川島 利中持分 11分の1

共有者 玉置 俊雄持分 11分の1

令和7年(チ)第6号

富山県射水市新開発410番地1

申立人 射水市長 夏野 元志

住所・居所 不明

(最後の住所) 富山市北代235番地32

所有者 亡土肥秀雄相続財産

届出期間満了日 令和7年11月21日

令和7年9月24日 富山地方裁判所高岡支部

(別紙) 物件目録

所在 射水市大江

地番 220番

地目 田

地積 317平方メートル

令和7年(チ)第37号

埼玉県春日部市内牧5033番地1 グリーン

パーク春日部1番館415号

申立人 草刈 祐一

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大阪府羽曳野市

高鷺3丁目4番16号

所有者 明石 好正

届出期間満了日 令和7年11月28日

令和7年9月24日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 八尾市長池町2丁目

地番 45番15

地目 公衆用道路

地積 75平方メートル

2 所在 八尾市長池町2丁目

地番 45番19

地目 公衆用道路

地積 34平方メートル

3 所在 八尾市長池町2丁目

地番 50番1

地目 公衆用道路

地積 149平方メートル

令和7年(チ)第1号

島根県松江市殿町1番地

申立人 島根県

住所・居所 不明

所有者 平野 重野

届出期間満了日 令和7年11月14日

令和7年9月22日 松江地方裁判所西郷支部

(別紙) 物件目録

1 所在 隠岐郡海士町大字海士

地番 6444番2

地目 山林

地積 1041平方メートル

共有持分 4分の1

2 所在 隠岐郡海士町大字海士

地番 6444番3

地目 山林

地積 665平方メートル

共有持分 12分の1

令和7年(チ)第2号

申立人 国

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 脇多郡白田川村上川口

所有者 竜戸神社

届出期間満了日 令和7年11月21日

令和7年9月19日 高知地方裁判所中村支部

(別紙) 物件目録

1 所在 脇多郡黒潮町上川口字高山

地番 1611番2

地目 山林

地積 1349平方メートル

| | | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年(子)第22号 | 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 大阪市東区唐物 町2丁目11番地 所有者・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 千葉県市川市二 俣678番地 届出期間満了日 令和7年11月21日 令和7年9月24日 | 熊本市中央区新屋敷3丁目12番8号 申立人 ベスト・グリーン株式会社 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 千葉県市川市二 俣678番地 所有者・共有者 伊藤 潔 届出期間満了日 令和7年11月21日 熊本地方裁判所 令和7年9月24日 |
| 2 | 1 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通 地番 5464番8 地目 山林 地積 444平方メートル 共有持分 444分の70 地目 山林 地番 5464番50 地積 307平方メートル 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通 地番 5464番50 地目 山林 地積 307平方メートル | 物 件 目 錄 1 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通 地番 5464番8 地目 山林 地積 444平方メートル 共有持分 444分の70 地目 山林 地番 5464番50 地積 307平方メートル 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通 地番 5464番50 地目 山林 地積 307平方メートル |

| | | | |
|---|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 所有者不明建物管理命令に する異議の催告 | 次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあつたので、命令をする事による異議がある者は、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をされることはなります。 | |
| 4 | 令和7年(子)第25号 | 石川県珠洲市飯田町五部60番地1 申立人 四十九豊 住所・居所 不明 (商業登記簿上の本店所在地) 石川県珠洲市 三輪町杉山夕部2番地 所有者 有限会社北日本食品工業 届出期間満了日 令和7年11月14日 令和7年9月18日 金沢地方裁判所輪島支部 (別紙) 物 件 目 錄 | 1 所在 珠洲市三崎町小泊夕部 2番地1 家屋番号 2番1 種類 工場 構造 木造鉄筋メッシュ鋼板葺平家建 床面積 653.02平方メートル 令和7年(子)第4号 大阪府岸和田市沼町12番18号 申立人 森川 彦 (不動産登記録上の住所) 大阪市東区唐物 町2丁目11番地 所有者 鷺森ハルエ |
| 5 | 令和7年(子)第25号 | 石川県珠洲市飯田町五部60番地1 申立人 四十九豊 住所・居所 不明 (商業登記簿上の本店所在地) 石川県珠洲市 三輪町杉山夕部2番地 所有者 有限会社北日本食品工業 届出期間満了日 令和7年11月14日 令和7年9月18日 金沢地方裁判所輪島支部 (別紙) 物 件 目 錄 | 1 所在 珠洲市三崎町小泊夕部 2番地1 家屋番号 2番1 種類 工場 構造 木造鉄筋メッシュ鋼板葺平家建 床面積 653.02平方メートル 令和7年(子)第4号 大阪府岸和田市沼町12番18号 申立人 森川 彦 (不動産登記録上の住所) 大阪市東区唐物 町2丁目11番地 所有者 鷺森ハルエ |

| | | |
|----|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 6 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |
| 7 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |
| 8 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |
| 9 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |
| 10 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |

| | | |
|----|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 11 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |
| 12 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |
| 13 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |
| 14 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |
| 15 | 組織変更公扱 | 当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 |

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千九百九十七万八千五百十円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/>

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付

G J C F 4 特定目的会社

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億五千二百四十円五千七百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/>

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付

G J C F 4 特定目的会社

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千九百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/>

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億七千五百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/>

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億七千五百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/>

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億七千百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/>

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千九百九十七万八千五百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/>

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千九百九十七万八千五百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp/>

令和七年十月八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公司認会計士事務所気付

取締役 嶋本 泰治

（原稿誤り）

八下 終りから [a] を削る。

正 誤

正

ページ段行誤

正

令和七年九月十二日（号外特第二十四号）外務省告示第三百四十九号（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

同ページ改正前欄表中

（原稿誤り）

の誤り。

（原稿誤り